

生駒市条例第 37 号

生駒市テレワーク&インキュベーションセンター条例及び生駒市生涯学習施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 1 2 月 2 5 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市テレワーク&インキュベーションセンター条例及び生駒市生涯学習施設条例の一部を改正する条例

(生駒市テレワーク&インキュベーションセンター条例の一部改正)

第 1 条 生駒市テレワーク&インキュベーションセンター条例（平成 28 年 10 月生駒市条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 の表中「コワーキングスペース」を「パーソナルブース」に改め、同表に次のように加える。

チャレンジスペース 1 m <sup>2</sup> につき	100 円	620 円	9,170 円
-----------------------------------	-------	-------	---------

第 2 条 生駒市テレワーク&インキュベーションセンター条例の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中「生駒市テレワーク&インキュベーションセンター」を「生駒市テレワーク&インキュベーションセンター谷田町」に改め、同表に次のように加える。

生駒市テレワーク&インキュベーションセンター元町	生駒市元町 1 丁目 6 番 1 2 号
--------------------------	----------------------

別表の 1 の表中「施設利用料金」を「生駒市テレワーク&インキュベーションセンター谷田町」に改め、同表備考中「相当する額」の次に「（以下「消費税等相当額」という。）」を加え、別表の 2 の表中「附属設備利用料金」を「附

属設備」に改め、同表を別表の 3 の表とし、別表の 1 の表の次に次の 1 表を加える。

## 2 生駒市テレワーク&インキュベーションセンター元町

区分	1 時間使用	1 日使用	1 月使用
オープンスペース 1 人につき	610 円	3,670 円	55,000 円
パーソナルブース 1 人につき	710 円	4,280 円	64,170 円
セミナールーム 1 m <sup>2</sup> につき	30 円	180 円	
チャレンジスペース 1 m <sup>2</sup> につき	100 円	620 円	9,170 円

備考 この表の利用料金の上限額には、消費税等相当額を含む。

(生駒市生涯学習施設条例の一部改正)

第 3 条 生駒市生涯学習施設条例（平成 23 年 9 月生駒市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 2 の表会議室 206 の項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して 2 年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 公布の日

(2) 第 1 条の規定 令和 7 年 4 月 1 日

(3) 第 3 条の規定及び附則第 3 項の規定 令和 7 年 9 月 1 日

(準備行為)

2 生駒市テレワーク&インキュベーションセンター条例第 3 条に規定する指定

管理者の指定の手續並びに同条例第7条の規定に基づく使用の許可及び当該許可に係る手續に関する行為は、前項第2号に掲げる規定の施行の日及びこの条例の施行の日前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 第3条の規定による改正後の生駒市生涯学習施設条例別表第1の規定は、附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。